

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
1月10日
(金曜日)

目次

告示

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく指定地方公共機関の指定
(健康増進課)……………一

共同漁業権の免許(二件)(水産振興課)……………一

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………五

公共測量の実施の終了(監理課)……………五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五



山口県告示第二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

地方独立行政法人山口県立病院機構(山口県立総合医療センター)

地方独立行政法人下関市立市民病院(下関市立市民病院)

山口県厚生農業協同組合連合会(長門総合病院)

社団法人全国社会保険協会連合会(総合病院社会保険徳山中央病院)

国立大学法人山口大学(山口大学医学部附属病院)

社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会(済生会山口総合病院)

社会医療法人同仁会(周南記念病院)

一般社団法人岩国市医師会(岩国市医療センター医師会病院)

山口県厚生農業協同組合連合会(周東総合病院)

一般社団法人山口県医師会

公益社団法人山口県歯科医師会

社団法人山口県病院協会

一般社団法人山口県薬剤師会

公益社団法人山口県看護協会

株式会社エパルス

株式会社サンキ

株式会社セイエル

成和産業株式会社

常盤薬品株式会社

株式会社アステム

山口合同ガス株式会社

一般社団法人山口県LPガス協会

防長交通株式会社

サンデン交通株式会社

一般社団法人山口県トラック協会

山口県告示第三号

共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百三十四号)に係る漁業権につき、平成二十六年一月一日次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

免許番号 漁業権者の名称及び住所

共第一号 山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号

共第二号 " " " " " "

共第三号 " " " " " "

共第百三十五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百三十六号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百三十七号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百三十八号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百三十九号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百四十号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共第百四十一号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
山口県漁業協同組合ほか 九組合	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第四号

共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成二十五年山口県告示第百八十一号)に係る漁業権につき、平成二十六年一月一日次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

免許番号	漁業権者の名称及び住所
内共第一号	芸防漁業協同組合 広島県大竹市防鹿三三七五の二
内共第二号	芸防漁業協同組合ほか " " " "

山口県告示第五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

届出事項	加入区	住 居	発 起 所	人 氏 名
一 届出事項				
				漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

由宇加入区 岩国市由宇町港二丁目九番一八号 橋本 精二 由宇漁業協同組合
" " 一一番七号 久保日出隆

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
由宇加入区 平成二十六年一月十日から同月二十四日まで 由宇漁業協同組合



(二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十五年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 スペシャルオリンピッククス日本・山口

代表者の氏名 林 裕子
主たる事務所の所在地 下関市貴船町四丁目八番一八号

三 定款に記載された目的

知的障害のある人(以下、「アスリート」という。)たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じた様々なスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るといふスペシャルオリンピックの使命にのっとり、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピッククス」に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピッククス日本(以下、「SO日本」という。)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、山口県全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害

理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与すること。

(三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人浜木綿

代表者の氏名 舛岡聡一郎

主たる事務所の所在地 光市大字室積村一五二九番地の一

(四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

下関市永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、安岡町八丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、大字永田郷、吉見竜王町

三 作業の期間

平成二十五年七月二十五日から同年十月三十一日まで

(五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年一月十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字熊王

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字平生町一五番地の二三〇

株式会社明和産業

平成二十六年一月十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁